

## 随意契約理由書

本工事は、和泉市国分町内で発生した大規模法面崩落の対策を行うものである。

本現場は、令和2年7月の豪雨により、大規模な土砂崩落が発生し、現在、株式会社ホリイ組と一般競争入札により契約（工事名：光明池集水路地区法面保護（3-2）工事）し、法枠工による対策工事を進めている。

現契約工事では、法枠工を全て施工し、アンカー275本のうち、152本を打設する予定であり、今回発注の工事で残りの作業を行い、法面对策を完了させる予定である。

本工事の実施にあたっては、現契約工事と施工箇所が重複し、進入路を共用しなければならず、また、作業スペースも狭小で現場が交錯することとなるため、他の業者に施工させることはできない。

本現場を早期に完成させるためには、現契約工事の施工業者である株式会社ホリイ組に施工させることが最善であり、既設の足場を利用することで経費の縮減を図ることができ、また、工期の短縮に加え、安全で円滑な工事を確保する観点からも有利と認められる。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、株式会社ホリイ組との随意契約とし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき、比較見積書を省略する。